

## 「江津湖花火大会」出店要綱

### 1 趣旨

安心して楽しめる花火大会を実現させるため、安全かつ円滑な運営を目指す。

### 2 出店の許可

出店希望者は、江津湖花火大会実行委員会（以下、「委員会」という。）の許可を受けて出店するものとする。

### 3 出店場所等の指定

出店場所、出店数、設営・営業時間等については、交通雑踏を考慮し、江津湖花火大会実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）が決定する。

なお、事務局が一般募集する出店者の出店場所については、抽選を行う。万一、販売品目が隣同士で重複する場合であっても、事務局は異議・苦情等を一切受け付けない。

また、抽選後期限までに入金がなくコマが空いた場合は、次点出店者の繰り上げを行うものとする。

### 4 露店商出店申請の手続き

- (1) 出店に当たっては、事務局へ申請書兼誓約書を提出すること。
- (2) 申請書は、「暴力団排除に関する届け出」を兼ね、これをもって熊本県警察に照会を行う。
- (3) 事務局は、申請書を審査し、適正と認める申請者の出店を許可し、出店許可証を発行する。
- (4) 公募分の出店場所内の配置については、事務局が公開抽選を行い、決定する。
- (5) 出店区画については、間口3.5m×奥行き3.5mを基本とする。
- (6) 手続きに必要な申請書等の様式は、別途定める。

### 5 許可の条件

- (1) お客様が安心して楽しめる露店であること。
- (2) 暴力団等の構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律《平成3年法律第77号》第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団等関係者でないこと。
- (3) 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等の威力又は暴力団等関係者を利用しないこと。
- (5) 熊本市内に住所を有する法人及び個人。
- (6) 出店に必要な経費等の一部を出店料とし、出店の形態や営業時間等は、事務局が別に定めることとする。なお、主催者側の責めに帰すべき事由により中止となった場合を除いて、いかなる場合も返金しない。
- (7) 発電機の持込みは禁止する。発電機は事務局が用意したものに接続し、使用すること。
- (8) 食品の販売又は簡単な調理を行う場合、事前に保健所に問い合わせるとともに、必要に応じて「営業許可申請書」を提出すること。各出店者は、保健所の「許可証」を、店舗の見えやすい

場所に掲示すること。

(9) 火気の使用（熊本市露店等の火災予防に関する指導要領に基づく）

①消火器の用意

火気を使用する店舗ごとに使用期限内の消火器を備えること。

②火気等を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

ア 対象火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。

イ 対象火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板（金属製のものを除く。）の上で使用する

こと。

③液化石油ガス（以下「L Pガス」という。）を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

ア L Pガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気等の近くを避け、常に摂氏40度以下に保つようにすること。

イ ボンベは、絶対に横置きにしないこと。

ウ ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。

エ ボンベは、必要最小限の本数のみを準備するものとし、1本当たりの容量は50キログラム未満とすること。

オ L Pガスを使用する器具及びゴム製のホースは、L Pガス専用のものを使用し、屋外のホースは、保護措置をとること。

カ ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。

キ ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと対象火気器具等の取付部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。

ク ゴム製のホースは、2本以上継ぎ足して接続しないこと。

ケ 1本のボンベから2以上の機器に分岐してL Pガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。

コ L Pガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

④カセットコンロの使用は禁止する。

⑤まき、炭等を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

ア 器具の使用（使用していない場合で火種が残っている場合を含む。）は、火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。

イ 器具の使用終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

⑥電気器具を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

ア たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。

イ コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。

ウ 電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

⑦露店等は、熊本市露店等の火災予防に関する指導要領第3条6号に規定する自主点検票を使用し、該当事項を確認すること。

(10) 名義貸等の禁止

出店許可証は、申請者本人に対する許可であるので、名義貸し、許可証の転貸等については、これを禁止する。また、違反者については、以後の出店を許可しないものとする。

(11) 清掃等

①出店場所については、出店者が清掃すること。

②油を使用する場合は、防災シート等により地面の養生を行うこと。

③廃棄物については、持ち帰ることとし、持ち帰りが困難な場合は業者に処分を依頼すること。

④出店者の汚損対応を事務局が行った場合、出店者は必要経費を負担すること。

(12) 既存施設へのロープの貼り付けや工作を行わない。また、施設等を汚損、破損した場合は、出店者の責任で現状復旧すること。

(13) 食中毒や事故等が発生しないように十分に注意すること。食中毒や事故等による他者への損害については、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。

(14) 未成年に対してアルコールの販売を行わないこと。

(15) 店頭価格表示をわかりやすく行うこと。販売価格は、原材料、通常価格を考慮して、消費者が購入しやすい価格とすること。

(16) 出店商品等の管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難、紛失、火災、損傷、事故、災害などに対して、事務局はその損害を補償しない。

6 査察

委員会、熊本市消防局、熊本県警察、熊本市保健所により、申請書どおりの営業となっているかの確認及び適正な火気及び危険物の使用確認、指導を行うのでこれに従うこと。

7 許可の取消

委員会は、この要綱に違反する出店者及び委員会、熊本市消防局、熊本県警察、熊本市保健所の注意、指導に従わない出店者に対して出店許可の取消、撤去等必要な措置をとることができるものとする。なお、違反者の次回以降の出店は認めない。

8 その他

(1) この要綱に定めのない事項については、事務局及び関係者が協議のうえ決定するものとする。

(2) 出店について、いかなる理由であっても事務局は営業に関する補償を一切行わない。また、営業物品その他の買取等も一切行わない。

附則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年（2019年）5月24日から施行する。

附則

この要項は、令和5年（2023年）5月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年（2024年）6月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年（2025年）6月3日から施行する。